



警察庁丁地発第37号  
 警察庁丁少発第59号  
 警察庁丁生環発第60号  
 警察庁丁暴発第34号  
 警察庁丁規発第36号  
 国海総第524号  
 平成19年3月15日

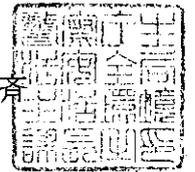
警察庁生活安全局地域課長 入谷 誠



警察庁生活安全局少年課長 山口 敏



警察庁生活安全局生活環境課長 井口 斉



警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長 安森 智



警察庁交通局交通規制課長 太田 誠



国土交通省海事局総務課長 室谷 正 裕



モーターボート競走法の一部を改正する法律の施行後のモーターボート競走法の運用について

警察庁と国土交通省は、モーターボート競走法の一部を改正する法律の施行後のモータ

一ボート競走法の運用について、下記のとおり確認する。

なお、昭和60年9月26日付け警察庁丁企第116号及び海総第564号の「場外発売場に関する確認事項」は、平成19年3月15日をもって廃止する。

## 記

### 1 競走の実施事務の委託（法第3条関係）

(1) 国土交通省は、モーターボート競走法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第1条による改正後のモーターボート競走法（以下「法」という。）第3条柱書き前段に規定する国土交通省令においてアからウまでの内容を規定することとする。

ア 施行者は、法第3条第2号及び第3号に掲げる事務を私人に委託しようとするときは、その委託をするために必要な基準を定め、当該基準に従って委託を行うこと。

イ 施行者は、アの基準に、次に掲げる者のほか、委託の相手方として不適切な者と認められる私人を委託の相手方としないように定めなければならないこと。

一 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

三 法、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）、自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）、小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十五条から第百八十七条まで、第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない

四 法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役、会計参与又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち前三号に該当する者のあるもの

五 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの

ウ 施行者は、アの基準を定めたときは、当該基準を公表すること。

- (2) 国土交通省は、1(1)に関する国土交通省令の制定・改廃に当たっては、暴力団を排除するための措置等を検討するため、あらかじめ十分な時間的余裕をもって警察庁に協議することとする。
- (3) 国土交通省は、施行者に対して、法第3条第2号又は第3号に掲げる事務を私人に委託しようとするときは、当該委託事務の性質に応じ、当該委託者の区域又は当該委託の相手方に当該委託に係る事務を行わせようとする場所を管轄する都道府県警察とあらかじめ十分な時間的余裕をもって協議を行うよう通達をもって指導することとする。
- (4) 国土交通省は、未成年者が勝舟投票券を購入し、又は譲り受けることがないよう以下のとおり施行者（競走の実施に関する事務の委託を受けた私人により行われる場合を含む。）を通達をもって指導することとする。
  - ア 施行者は、勝舟投票券発売所において、未成年者の購入禁止の旨を記載したポスター、看板等を掲示する等の広報を行うこと。
  - イ 施行者は、未成年であるおそれのある者が勝舟投票券を購入しようとしている場合は、その者に対し年齢確認を行うこと。
  - ウ 施行者は、未成年者の勝舟投票券の購入防止のため、必要に応じて警備員等監視要員を配置すること。
  - エ 施行者は、勝舟投票券発売所の従業員に対し、未成年者の勝舟投票券の購入防止のため、必要な指導教育を行うこと。
- (5) 国土交通省は、施行者が私人への勝舟投票券の発売事務等を委託した場合であって、かつ、当該私人が未成年者への勝舟投票券発売防止の対策を講じない場合には、当該委託を行った施行者に対し、改善を指導することとし、事態に改善が見られない場合には、当該施行者に対し、改善策を講じるよう命令することを検討することとする。
- (6) 国土交通省は、1(3)及び1(4)の通達を発する場合及び1(5)の検討を行う場合は、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、警察庁と協議し、十分な調整を図ることとする。

2 場外発売場の設置等（法第4条の2（改正法第3条による改正後は法第5条）関係）

- (1) 国土交通省は、法第4条の2（改正法第3条による改正後は法第5条）に規定する場外発売場（以下「場外発売場」という。）の適正な運営のため警察庁と相互に密接な連絡を保つこととする。
- (2) 国土交通省は、場外発売場を設置（移転を含む。以下同じ。）しようとする者に対し、あらかじめ、当該場外発売場の設置地域を管轄する都道府県警察（以下「管

轄警察」という。)に連絡し、十分な指導を受けるとともに、当該場外発売場に係る法第4条の2第1項(改正法第3条による改正後は法第5条第1項)に規定する国土交通大臣の許可を申請する際に、指導の内容が反映されていることを証明する書面を添付するよう、指導することとする。

- (3) 国土交通省は、法第4条の2第4項(改正法第3条による改正後は第5条第4項)において準用する第4条第7項の規定により場外発売場設置者の地位を承継しようとする者に対し、当該場外発売場設置者の地位を承継させようとする者が管轄警察から受けた指導内容を引き続き遵守する旨を記載した書面を当該管轄警察と取り交わすよう指導することとする。
- (4) 国土交通省は、場外発売場設置者及び場外発売場において競走の実施に関する事務を実施する者(管轄警察と直接に緊密な連絡を保つことを要する事務を実施する者に限る。)に対し、場外発売場の適正な運営のため管轄警察と緊密な連絡を保つよう指導することとする。
- (5) 国土交通省は、施行者に対し、2(2)から2(4)までにおいて指導することとされた事項についてあらかじめ通達をもって指導することとする。
- (6) 国土交通省は、法第4条の2第4項(改正法第3条による改正後は第5条第4項)により準用する法第4条第8項の規定による国土交通大臣への届出を受けた場合においては、当該届出の内容を警察庁に通知することとする。
- (7) 国土交通省は、場外発売場設置者又は場外発売場において競走の実施に関する事務を実施する者(管轄警察と直接に緊密な連絡を保つことを要する事務を実施する者に限る。)が、場外発売場の適正な運営を害するおそれがあるときには、法第22条の11(改正法第3条による改正後は第57条)の規定による命令又は法第23条(改正法第3条による改正後は第58条)の規定による競走の開催の停止の権限を適切に発動するなどにより、当該状況の改善を図ることとする。
- (8) 国土交通省は、2(1)から2(7)までに関連する法令及び通達を制定・改廃しようとする場合は、あらかじめ十分な時間的余裕をもって警察庁と協議し、十分な調整を図ることとする。

### 3 入場料の徴収(法第7条(改正法第3条による改正後は法第9条)関係)

国土交通省は、施行者に対して、法第7条(改正法第3条による改正後は法第9条)ただし書に基づき、国土交通大臣の承認を受けて入場料を徴収しないこととした場合において、当該施行者が競走場内の秩序の維持を図るとともに警察機関との密接な連携を図るよう通達をもって指導すること。

### 4 勝舟投票類似の行為(第9条の3(改正法第3条による改正後は法第13条)関係)

国土交通省は、法第9条の3(改正法第3条による改正後は法第13条)の規定によ

り、施行者に対し、勝舟投票類似の行為の許可を受けようとする場合は、あらかじめ関係都道府県警察と十分に協議するよう指導することとする。

5 警察庁は、国土交通省から、上記1から4までの内容に基づく協議を受けた場合は、誠実に対応することとする。

6 警察庁は、都道府県警察に対し、都道府県警察が上記1から4までの内容に基づく協議を受けた場合は、当該都道府県警察が誠実に対応することを通達をもって指導することとする。

7 警察庁は、6の通達を制定・改廃しようとする場合は、あらかじめ十分な時間的余裕をもって国土交通省と協議し、十分な調整を図ることとする。